表

市県民税申告書記載例

申告書を提出する際は、個人番号(マイナンバー)の記入及び本人確認書類の提示又は添付が必要です。 番号法の施行に伴い、平成29年度以降の市県民税申告書には個人番号(マイナンバー)の記入が必要となっています。 また、申告書の提出の際には本人確認(番号確認及び身元確認)を実施しますので、関係書類をご用意いただきますようお願いします。 [本人確認書類] [マイナンバーの記入等の要否] ●マイナンバーカードの交付を受けている方 → マイナンバーカード 申告書への個人番 本人確認書類の提示 号(マイナンバー) ●マイナンバーカードの交付を受けていない方 (または写しの添付) 番号確認書類 身元確認書類 申告者本人 必要 必要 マイナンバーが記載された住民票、住 十 運転免許証、パスポート、障害者手 扶養親族等 必要 不要 帳、被保険者証、年金手帳など |民票記載事項証明書など

令和 6 年度分 市 県 民 税 申 告 書 ^{令和5年(2023年)1月1日から12月31日までの所得等を記入してください} 令和 6 年度分 鱼沼市小出島910番地 行政区番号 個人番号(マイナンバー)を記入 現 住 この申告書も 分離課税にな 受付印 世帯番号 してください(上記を参照)。 令和6年1月1日 同上 宛名番号 現在の住所 業種又は職業 ウオヌマ タロウ フリガナ 生年月日 明·大·昭·平·令 鱼沼 魚沼市長 収入が全くなかった方、非 000 - 000 -**0000** 提出年月日 課税収入のみの方は、こち 多沼太郎 | 世帯主 | 本人 らの該当箇所に記入してく ※該当する番号に〇を付けてください ださい。 事営業等ア 住所: 氏名: 業農業 980,000 非課税収入のみ(該当するものにOを付ける) ア〜サは裏面に記 200,000 不動産 ウ |⑬⑭支払保険料を記入し、支 1載した収入金額を 3. 就学中 利 子 |払い先から発行される証明書 |転記してください。 ⑪~⑲に該当する方は該当 50,000 **人を添付してください。** 配当 所得から差し引かれる金額に関する事項 する欄にチェックをしてく 給 与 3,650,000 ださい。 国保税 100,000 公的年金等 キ 確定拠出年金 200,000 業務 社会保険料 その他 300,000 短 期 0 合 計 | ②本人、同一生計配偶者、扶 540,000 長 期 65,000 5,600 地震保険料 |養親族が障害者の場合は氏名| 時 0 新個人年金保険料の計 日個人年金保険料の 日長期損害保険料の ①~⑪は裏面に記載 と障害の程度を記入してくだ 60,000 12,000 事 営業等 した収入金額から経 介護医療保険料の計 さい。 業農業 -154,00031,000 費等を差し引いた金 123,456 不 動 産 ⑩ □勤労学生控除 額を記載してくださ □死別 □生死不明 □ひとり親 (学校名) 利 子 □離婚 50,000 配 当 鱼沼 太郎 身体3 氏 名 2,478,400 給 与 障害者控除 氏 名 |②②控除の対象となる配偶 公的年金等 配偶者の 合計所得金額 1,030,000 鱼沼 税子 氏名 者がいる場合は記入してく 業務 |⑫は①~⑥、⑩、⑪ 偶 生年月日 明・大昭・平 51 · 8 · 8 ださい。 その他 の合計額を記入して 個人番号 1 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 |また、本人の所得が1.000 ((7)+(8)+(9))ください。 万円を超える方で、同一生 270,000 額 総合譲渡・一時 ① 氏 名 生年月日 居住区分 続柄 控除額 |計配偶者がいる場合にも記 2,767,856 12 合 計 ▼同居 □別居 **爻 33** 明·大 昭平 30·6·6 |入が必要です。 鱼沼 太郎 社会保険料控除 🗓 100,000 |←左表⑬の額 個人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 8 8 8 8 | 小規模企業共済 等掛金控除 200,000 ←左表③の額 鱼侣 花子 生命保険料控除 ⑤ 70,000 ←右表(5)の合計額 養の 2 個人番号 1 2 2 6 7 7 7 7 7 7 得 地震保険料控除 ⑯ 11,300 ←右表⑯の計算額 △劉扶養親族の氏名、生年月日、続柄を記入し、同居・別居のどちらか ←右表①18参照 か 寡婦、ひとり親控除 ⑰~ |にチェックをしてください。扶養親族のうち別居されている方がいる| 260,000 ←右表1920の合計額 勤労学生・障害者控除 ⑲~ 場合は裏面「12」も記入してください。 310,000 ←右表②②参照 配偶者(特別)控除 ②~ 660,000 ←左表②の合計額 扶養控除 23 か | 基礎控除 | ② 430,000 ←右表②参照 居住区分 氏 名 生年月日 続柄 ③から24までの計 25 16歳未満の扶養親族がい 鱼绍 大 ←右表26参照 雑損控除 36 |る場合は、忘れずに記入し 個人番号 1 2 3 4 5 6 6 6 6 6 6 6 30,000 |←右表②参照 てください。 2,071,300 28 セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を選択する場合 個人番号 には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。 医療費控除の特例を選択 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未 満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法 個人番号 する場合は口に1と記入 □ 給与から差引き(特別徴収) 別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番 してください。 号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してくださ □ 自分で納付(普通徴収) 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個 |明細書を作成し、添付して 雑損 人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5 保険金などで補てんされる金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 損害金額 ください。 項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。 保険金などで補てんされる金額 申告書受付 申告支援入力 住民税入力 医療費 220,000 90,000

□ |①魚沼市に令和6年1月1日現在住民登録がない方はこの申告書で申告することができない場合が あります。(住民登録地へお問合せください)

意 ②事業所得又は不動産所得のある方は、収支内訳書の作成が必要です。

控除額算出	出資料										
		及び ⑭小規模企業共	済等掛金控	空除 支	払金額=	控除額					
15生命保険	料控除					控除額					
旧生命•	支:	払保険料15,000円以 ⁷	下 :	支払保険料の全額							
旧個人年金		払保険料15,001円 ~ 4	40,000円	支払保险	食料×1/2⋅	+7,500円					
契約のみの	A) 支:	払保険料40,001円以.	E :	支払保险	食料×1/4⋅	+17,500円(対	最高35,000円)				
新生命•		払保険料12,000円以 [.]	下 :	支払保险	食料の全額	Į					
介護医療・		払保険料12,001円 ~ 3	32,000円	支払保险	食料×1/2⋅	+6,000円					
新個人年金製約のみの	_	払保険料32,001円以.	F	支払保险	全料×1/4-	+14.000円(最高28,000円)				
新旧混在		・旧契約の各控除額の		最高28,0		,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
	対抗性										
●記載例の場合〔(65,000円×1/4+14,000円)>最高28,000円〕+(60,000円×1/4+17,500円) +(31,000円×1/2+6,000円)=82,000円だが最高70,000円のため70,000円											
16地震保険	料控除				;	控除額					
A 地震的	呆険料			支払保険	食料×1/2 €	(最高25,000	円)				
B 旧長邦	朝損害保	:険料									
支払値	呆険料5 ,6	000円以下		支払保险	食料の全額	į					
支払値	呆険料5,	001円以上		支払保险	食料×1/2⋅	+2,500円(最	最高10,000円)				
		最高25,000円) (5,600円×1/2)+(1;	2,000円×1/	2+2,500	0円)=11,3	300円					
			除区分		<u> </u>	控除額	●記載例の場合及び該当者				
①寡婦控除	金額等	計所得金額が500万円以下 〔 まが48万円以下の生計を一に 三死不明など ②夫と離別した	する子がいる〔4	门次のいず	れかに該当:①	夫と死別した後婚	 極越をしていない又は				
⑱ひとり親 控 除	現に婚姻して	いない又は配偶者が生死不明など	で、[1]~[3]のいす	げれにも該当	ひとり親	30万円	_				
1 <u> </u>	「ひとり親」に	当たらない方で、[1]、[2]、[4]の	のいずれにも該当		寡 婦	26万円	_				
19勤労学生控除	合計所得金	金額75万円以下で給与所得	以外の所得が10	万円以下	勤労学生	26万円	_				
───── ⋒⊯≢≠	身障手帳	3級以下、精神保健手帳	2級、療育手	_{長B、C} 等	障害者	26万円	魚沼太郎…26万円				
⑩障害者控 除	身障手帕	長1、2級、精神保健手向	帳1級、療育=	手帳A等	特別障害	30万円	_				
江际	上記特別障害	である同一生計配偶者や扶養親族	で、本人や生計同一	-親族と同居	同居特別障害	53万円	_				
	本。	人の合計所得金額	900万円以	N	万円超	950万円超	●記載例の場合及び該当者				
②配偶者控除		昭和29年1月2日以後生まれ	33万円		5円以下 <u></u> 2万円	1,000万円以下 11万円					
		34020年1月2日以後生まれ 3和29年1月1日以前生まれ			6万円	13万円					
		万円超 100万円以下	33万円	_	2万円	11万円					
	偶 100万	万円超 105万円以下	31万円		1万円	11万円	魚沼税子…31万円				
_	者 105万	万円超 110万円以下	26万円			9万円					
②配偶者	の 110万	万円超 115万円以下	21万円			7万円					
特別	計 115万	可超 120万円以下	16万円		1万円	6万円					
控除	所 得	, 可超 125万円以下	11万円		8万円	4万円					
	金 125万	, 可超 130万円以下	6万円		4万円	2万円					
	+-	河超 133万円以下	3万円		2万円	1万円					
	下記以外	外の年齢の方		1	一般	33万円	魚沼太郎、魚沼花子…66万円				
	70歳以上	下記以外(おじ、おに	ば、兄弟等)		老人	38万円	_				
②扶養控除	/0成以上	本人又は配偶者の正	直系尊属で同	司居	同居老親等	45万円	_				
	19~22歳	平成13年1月2日~5	平成16年1月	1日生	特定	45万円	_				
	16歳未満	平成20年1月2日以往	後生まれ		年 少	0円	魚沼 大… 0万円				
		2,4	100万円以下			43万円	43万円				
②基礎控除	* 1 4	0合計所得金額	100万円超2,4	450万円	以下	29万円					
少至诞江陈	4八0	ノロロの行立は 2,4	150万円超2,	500万円	以下	15万円					
2,500万円超 適用なし —											
26雑損控除	(災害、	盗難、横領によって住	宅や家財に	損害を受	受けた場合	など)					
右のA・Bo	のいずれ	^{血無、} 傾傾によりで圧 ルか多い金額 { A (抽 B り	員失額-保険 災害関連支出	等による 出の金額	補てん額) 5万円	一(総所得金額	額等×10%)				
※地震、	、火災、原	風水害などによる損害	のほか、豪	雪の場合	今の雪下ろ	し費用等も記	亥当します。				
②医療費控	<u>——</u>										
(従来分)	医療費-	補てん額ー(総所得金	額等×5%と	10万円の	いずれかり	>ない金額)(j	最高200万円)				
(特例分)	特定一般	用医薬品等購入費-ネ	浦てん額-12	2,000円	(最高88	(四000円)					
従来分の控	除と特例	分の控除を併せて受け	けることはでき	ません。	どちらかー	方を選択する	ことになります。				
→ =¬ ±₺ /元』	か提合(紹	送来分) 220,000円-90	000四一100	000四 (2)	767 856円 ×	5% > 100 00	0円)=30,000円				



源泉徴収票の無い給与収入に ついては、こちらに記入して ください。

月 日 給 勤務日数

事業用資産、骨董品等の譲渡金 |額(所有5年未満は短期、5年以 上は長期)と生命保険満期金等 の一時所得の収入金額、必要経 費、差引金額をそれぞれ記入し 特別控除額(譲渡所得、一時所 |得それぞれ最高50万円を差し |引いた金額を「イ、ロ、ハ」及| び表面「コ、サ、シ」に、所得 |金額(長期譲渡、一時所得は所 得金額を1/2にした金額の合 |計額を「二」及び表面⑪に記入| してください。

事業専従者の氏名、続柄、生 年月日、従事月数、支払金額 をそれぞれ記入してください。 また、事業専従者の方は扶養 控除の対象とはなりませんので |ご注意ください。

|扶養親族のうち別居されている |方がいる場合は必ず記入してく ださい。また、国外居住者につ いては、区分に該当しない場合 は控除対象とすることはできま せん。

住所は令和6年1月1日現在の住 所をご記入ください。

給与等の収入が 850 万円を超え、 次のいずれかに該当する場合、 給与所得から所得金額調整控除額 が控除されます。

ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢 23 歳未満の扶養親族を 有する

|ウ.特別障害者である同一生計配 |偶者もしくは扶養親族を有する

⇒所得金額調整控除額二(給与収入 (上限1,000万円)-850万円) ×10%

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

 7 事業・不動産所得に関する事項

 対名の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等
 収入金額
 必要経費
 青色申告特別控除額

	1							
F.			円	農業	魚沼市〇〇地内	980,000 🖰	1,134,000 🖰	H
:				不動産	魚沼市〇〇地内	200,000	76,544	
1								
:								
i								
;								
,				8 配当所得	に関する事項			
3				配当所得 の 種 類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
				株式	㈱ 〇〇電気	3 . 10	50,000	円
0								
1								
2								
賞 与 等			円				国外株式等に係 る外国所得税額	
				9 雑所得(公	な的年金以外)に関する事 ¹	項		
				種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収 入 金	額	必要経費
法人番号又は 所 在 地							円	円
勤務先名								
電話番号								
合 計 法人番号又は 所 在 地 勤務先名 電話番号		- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の所得金額に関する事項	の所得金額に関する事項	9 雑所得(2	9 雑所得(公的年金以外)に関する事種 目 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	9 雑所得(公的年金以外)に関する事項 種 目 支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等 収 入 金	9 雑所得(公的年金以外)に関する事項 種 目

差 引 金 額 (収入金額-必要経費) 特別控除額 収 入 金 額 必要経費 300,000 260,000 短 期 40,000 総合譲渡 500,000 -2,300,000 1,300,000 1,000,000 540,000 長 期 700,000 時 850,000 150,000 150,000 右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください 270,000 ニ合計イ+[(ロ+ハ)×1/2] 右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

V	事業専従	者に関す	する事	項									 13 事業税	に関する事項		
1	氏名					続柄	生年 月日	明·大 昭·平·令	ì		専従者給与 (控除)額	円	非課税 所得など	所得金額		円
	個人番号									従事月	数		損益通算 <i>0</i> 特例適用前			円
2	氏名					続柄	生年 月日	明·大 昭·平·令	î		専従者給与 (控除)額	円	不動産所得			
	個人番号									従事月	数			損失額、被災損失額(白)		円
3	氏名					続柄	生年 月日	明·大 昭·平·令	î		専従者給与 (控除)額	円	損失など			
J	個人番号									従事月	数		前年中の 開廃業	開始・廃止	月	日
\	所得税における青色申告の承認の有無 承認あり 承認なし 合計額						□ 他道府県の事務	务所等								

7	別居の扶養親族等に関する事項		
1	ブリガ [・] ナ 氏名	個人 番号	国外 日留学 □障害者 日第 □38万円以上の支払
2	ブリカ [・] ナ 氏名	個人	国外 居住 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
3	ブリカ [・] ナ 氏名	個人	国外 居住 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □39万円以上の支払

4 寄附金に関	する事項								
都道府県、	市区町村分	円	7						
所地の共同募金会、E 区町村分(特例控除対			`						
条例指定分	都道府県								
宋例相处为	市区町村								
出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利 動法人及び結例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する客附金について									

――各機関から発行される証明書又は、領収 書を添付してください。控除対象となら ない寄附金もございますので、詳しくは 税務課へお問い合わせください。

活動法人及い特例認定特定非呂利活動法人以外の特定非呂利活動法人に*は、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金	額調整控除に関する事項							
フリカ゛ナ		体标	生年		特別障害に	級	別居の場合	
氏名		続柄	月日	平•令	該当する場合	度	の住所	
個人番号								

営業、農業、不動産の種類と収入金額、必要経費を事業ごとに記入し、収入金額を表面「ア、イ、ウ」に、収 入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面の①、②、③にそれぞれ転記してください。 ※ 「収支内訳書」の添付も必要です。

|配当所得の種類と、支払者、支払年月、収入金額、必要経費を配当ごとに記入し、収入金額を表面「オ」に、 |収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面⑤にそれぞれ転記してください

|個人年金、報酬等の種目と、支払者、収入金額、必要経費を種目ごとに記入し、収入金額を表面「ク」又は 「ケ」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額(所得金額)を表面の⑧又は⑨にそれぞれ転記してください

∮●雑・ 業務(ク・⑧)⇒原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品 の配達などの副収入による所得

1●雑・その他(ケ・⑨)⇒個人年金保険、シルバー人材センター配分金など、雑・業務以外のものによる所得

【給与所得の速算表】

給与等の収		の合計額	給与所得金額の計算式			
	~	550,999円	0円			
551,000円	~	1,618,999円	給与収入金額-550,000円			
1,619,000円	~	1,619,999円	1,069,000円			
1,620,000円	~	1,621,999円	1,070,000円			
1,622,000円	~	1,623,999円	1,072,000円			
1,624,000円	~	1,627,999円	1,074,000円			
1,628,000円	~	1,799,999円	〔給与収入金額÷4(千円未満切捨)〕×2.4+100,000円			
1,800,000円	~	3,599,999円	[給与収入金額÷4(千円未満切捨)]×2.8- 80,000円			
3,600,000円	~	6,599,999円	[給与収入金額÷4(千円未満切捨)]×3.2-440,000円			
6,600,000円	~	8,499,999円	給与収入金額×0.9-1,100,000円			
8,500,000円	~		給与収入金額-1,950,000円			
●⇒井切み坦人(人計級と	- III - A A	E0.000ED)				

|●記載例の場合(合計給与収入3,650,000円)

3,650,000円÷4=912,500円(千円未満を切捨) 912,000×3.2-440,000=2,478,400円

【公的年金等の雑所得】※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円までの場合 (1,000万円を超える場合の計算方法はお問い合わせください)

昭和34年1月2	2日以	l後に生まれた	-人(年齢 <u>65歳未満</u> の人)	昭和34年1月1日以前に生まれた人(年齢 <u>65歳以上</u> の人)						
公的年金等の	合計	卜収入額(A)	公的年金等の 雑所得金額の計算式	公的年金等の合詞	計収入額(A)	公的年金等の 雑所得金額の計算式				
	~	600,000円	0円	~	1,100,000円	0円				
600,001円	~	1,299,999円	A-600,000円	1,100,001円 ~	3,299,999円	A-1,100,000円				
1,300,000円	~	4,099,999円	A×0.75-275,000円	3,300,000円 ~	4,099,999円	A×0.75-275,000円				
4,100,000円	~	7,699,999円	A×0.85-685,000円	4,100,000円 ~	7,699,999円	A×0.85-685,000円				
7,700,000円	~	9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	7,700,000円 ~	9,999,999円	A×0.95-1,455,000円				
10,000,000円	~		A-1,955,000円	10,000,000円 ~		A-1,955,000円				
●計算例(左換co集 左合即 3 o 45 o 000円)の担人										

|●計算例[年齢68歳 年金収入3,450,000円]の場合 3.450.000円×0.75-275.000円=2.312.500円